

審査基準整理票

処分名	薬局の管理者の兼務の許可		
根拠法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）	(条項) 第 7 条第 3 項	
基準法令名		(条項)	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 大津市薬局開設等許可審査基準及び指導基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[薬局の管理者の兼務の許可基準]</p> <p>薬局の管理者の兼務の許可に係る審査基準は、大津市薬局開設等許可審査基準及び指導基準に定めるとおりとする。</p> <p>なお、大津市薬局開設等許可審査基準及び指導基準は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第7条 1～2 略

- 3 薬局の管理者（第1項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第1項において同じ。）は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。